

福祉医療費資格証の更新について

毎年、9月1日に福祉医療費受給資格証を更新します。

現在、8月31日までの受給資格証をお持ちの方で、引き続き受給資格を満たす方については、8月下旬に更新申請の案内通知を送付しますので、更新の手続きをしてください。また、9月1日から乳幼児医療費の所得制限が、『平成18年度児童手当特例給付』と同額になります。

福祉医療費制度とは

福祉医療費助成制度は、心身障害者・乳幼児および一人親家庭等の方が、医療機関で診察を受けたときに支払った自己負担金（保険適用分）の一部または全部を県や市が助成する制度です。

心身障害者医療費助成

対象者

- 4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方
- 判定機関で、知的障害者と判定された方のうちIQ50以下の方

所得制限

- 本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます

助成額

- 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

一人親家庭等医療費助成

対象者

- 18歳未満の児童を扶養する一人親家庭の母または父および18歳未満の児童
- 父母のいない18歳未満の児童

所得制限

- 本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます

助成額

- 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

入院時の食事標準負担額については減額認定されている場合のみ助成

心身障害者（老人保健適用者）医療費助成

対象者

- 65歳以上の方で、障害があり、あらかじめ市で認定を受けた方

所得制限

- 本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます

助成額

- 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

乳幼児医療費助成

対象者

- 4歳未満の乳幼児および4歳から義務教育就学前児童
※4歳から義務教育就学前児童については入院の場合のみ助成

所得制限

- 保護者の前年の所得により制限されます。

助成額

- 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

県内の医療機関で受診される場合は受給資格証を窓口へ提示してください（4歳から義務教育就学前児童を除く）。また、県外の医療機関で受診された場合は領収書を添付して助成申請をしてください。ただし、老人保健適用者の方は提示も申請も必要がありません。

ご存知ですか？ 乳幼児医療費助成制度の対象年齢拡大

4月1日から、入院に要した保険診療分の医療費に限り、義務教育就学前（6歳になった年の年度末）まで対象年齢を拡大しました（ただし、保護者の所得制限があります）。

4歳未満のお子さんの助成方法とは異なり、医療機関の発行する領収書をご持参のうえ、申請書を提出いただく必要があります。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。



※ 今まで、福祉医療費の申請手続きをされていない方で、該当すると思われる方は保険年金課まで、ご連絡ください。ただし、受給資格要件に所得制限などがありますので、ご了承ください。